

の建築不費につきましては、従来の、建物の二割というのを今度新しく用地を加えまして、用地については百分の二十、建物については百分の五十、限度額を一千万円というふうに改定をいたし、それからさらに、また商業施設については、いままで駐車場が入っておりませんでした。が、今後駐車場も対象にするということ、これらも商業施設の用地について百分の十五、それから建物については、百分の三十五、その最高限度額を一千五百万円というふうに改正しようとするものでございます。またそのほかに社会福祉法人による、福祉施設、いわゆる保育所でございますが、これに対しまして、用地については百分の二十、建物については百分の五十というふうに改正しようといたしておるものでございます。

この改正に基づきまして、今度新しくできます原ヶ谷戸会館につきましては補助をしようとするものでございますが、その原ヶ谷戸会館は土地が九十六・五六坪、これは借地ということでございます。また建物については三十五坪、木造かわらぶきの平家だということでございます。この経費でございますが、建物につきましては一千二十万円、補助金はこの

百分の五十ということで五百五十五万円でございます。また用地は、これは権利金ということ、でございます。八百万円、これについては百分の二十ということなので、総額で百六十万円、合わせまして補助金の総額は六百六十五万五千円ということになります。これは規則によりまして五百万円以上は三カ年に分割して交付をするということになっておりますので、本年度その三分の一で二百二十万円をここに計上した、という次第でございます。

また商工費の五十二万五千円、これは駐車場の補助金でございます。が、これは中央商栄会において、約一千平方メートルの土地を借りまして、約六十台を収容できる駐車場を運営しようとするものでございます。この施設費として管理室が約三十万円、それから付帯工事として六十万、その他の諸費として六十万、合わせまして約百五十万円の経費がかかります。これに百分の三十五の補助金を交付しようとするものでございまして、その金額が五十二万五千円ということでございます。

なお、予備費におきまして三十万五千円を減額して、計数整理

をいたしまして、歳出の合計を二百四十二万円としようとするものでございします。

何とぞ原案どおりご議決いただきますようお願いをいたしまして提案理由の説明といたします。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終わります。

○七番（宇佐美良時君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十七号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） おはかりいたします。ただいま宇佐美良時君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されたい日の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。よって議案第三十七号は、原案どおり可決いたしました。

○議長（塩野鉄之助君） おはかりいたします。この際、日程の順序を変更し、追加日程第一、議案第三十八号を先議したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。よって日程の順序を変更し、追加日程第一、議案第三十八号を先議することに決定いたしました。

○議長（塩野鉄之助君） 追加日程第一、議案第三十八号昭和四十九年度福生市排水道事業会計利益剰余金の処分について、を議題といたします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

(水道課長 井上久男君登壇)

○水道課長(井上久男君) ご指名によりまして、議案第三十八号昭和四十九年度福生市水道事業会計利益剰余金の処分について、提案理由とその内容についてご説明を申し上げます。

本案は水道事業会計の利益剰余金のうち、建設改良積立金一千九百万円を一般会計へ繰り出し、処分しようとするものでございます。従来の利益剰余金の処分は、その年度の事業決算認定後処分するものでありますが、今回は東京都水道事業に統合したことに伴いまして、事業を継続していないので、決算前に処分しておく必要が生じたためであります。最終の決算は水道局との財政調整が終了したのちに確定することになりますが、したがって利益剰余金はその時点で確定するわけでございます。今回の処分額は市の出資金等の額を限度として概算額を一般会計へ繰り出せることが確実となったので、ここに処分の議案を提出した次第でございます。

また利益剰余金の処分を最終的に確定するものは、さらに市へ

福生市議会

戻るものがある場合は、決算認定時に再度議案を提出する予定であります。

なお参考までに、第三次に統合した他の五市は、逆に一般会計から水道会計へ繰り出し、赤字の補てんをして引き継ぎをしております。福生市のみが一般会計へ繰り出せることができました。

以上はなほだ雑ばくでございますけれども原案どおり、ご可決たまわりますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長(塩野鉄之助君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 以上で質疑を終わります。

○七番(宇佐美良時君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十八号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長（塩野鉄之助君） おはかりいたします。ただいま宇佐美良時君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。よって議案第三十八号は原案どおり可決いたしました。

○議長（塩野鉄之助君） 日程第十五 閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

建設委員長から、もつと同委員会において審査中の安件について、会議規則第七十条の規定により、お手元にご配付してあります申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありましたので、議事係長をして朗読いたさせます。

（市川議事係長朗読） 別添参照

○議長（塩野鉄之助君） 朗読は終わりました。

おはかりいたします。本件は申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。よって本件は申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（塩野鉄之助君） 日程第十六 特定事件の継続調査について、を議題といたします。

系委員会の特定事件については、三常任委員会から、継続調査の要求がありましたので、お手元にご配付の特定事件継続調査事項表のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。よって本件特定事件は、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（塩野鉄之助君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

○議長（塩野鉄之助君） これをもって昭和五十年第一回福生市

議会定例会を閉会いたします。

午前十一時四十三分 閉議閉会

署名議員

福生市議会議長 塩野鉄之助

議員 石川常太郎

議員 林菊三

議員 小川

福生市議会

写

福庶発第四千二百四十六号

昭和五十年三月二十日

福生市長 石川 常太郎 印

福生市議会議長

塩野 鉄之助 殿

追加議案の送付について

昭和五十年第一回福生市議会定例会（第三日目）に提案するため、つぎの議案を追加し

て送付します。

一 議案第三十六号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

二 議案第三十七号 昭和五十年年度福生市一般会計補正予算（第一号）

写

福庶発第四千二百八十五号

昭和五十年三月二十五日

福生市長 石 川 常太郎 印

福生市議会議長

塩 野 鉄之助 殿

追加議案の送付について

昭和五十年第一回福生市議会定例会（第三日目）に提案するため、つぎの議案を追加して送付します。

一 議案第三十八号 昭和四十九年度福生市水道事業会計利益剰余金の処分について

写

福庶発第四千二百九十八号

昭和五十年三月二十七日

福生市議会議長

塩 野 鉄之助 殿

福生市長 石 川 常太郎 印

市議會議事説明員の委任について

昭和五十年一月六日付け、福庶発第三千二百三号で通知した市議會議事説明員のうち、
下水道課長 斎藤多市が特別休暇（忌引）のため、昭和五十年第一回福生市議会定例会
（第三日目）における議事説明員に、つぎのとおり委任したので通知します。

職 名 氏 名

下水道課計画係長 川 辺 登茂次

審査報告

議案審査報告書

- | | | | |
|----|---------|------------|-----------------------|
| 一件 | 名 | 議案第十八号 | 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 二 | 委員会付託月日 | 昭和五十年三月十二日 | (第一回福生市議会定例会) |
| 三 | 委員会開会月日 | 昭和五十年三月十八日 | 午前九時 |

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。
右のとおり報告いたします。

昭和五十年三月十八日

厚生委員会

委員長 小林 菊三

福生市議会議長 塩野 鉄之助 殿

審査報告

議案審査報告書

一件

名 議案第十九号 福生市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部

を改正する条例

二 委員会付託月日 昭和五十年三月十二日（第一回福生市議会定例会）

三 委員会開会月日 昭和五十年三月十八日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。
右のとおり報告いたします。

昭和五十年三月十八日

厚生委員会

委員長 小林 菊三

福生市議会議長 塩 野 鉄之助 殿

審査報告

議案審査報告書

一件

議案第二十六号 昭和五十年年度福生市一般会計予算

二 委員会付託月日 昭和五十年三月十三日（第一回福生市議会定例会）

三 委員会開会月日 昭和五十年三月十四日 午前九時

昭和五十年三月十七日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十年三月十七日

昭和五十年年度福生市

一般会計予算審査特別委員会

委員長 田 村 匡 雄

福生市議会議長 塩 野 鉄之助 殿